法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-12

長時間労働者の健康障害防止と地域産業保健センター

神山, 健司 / 角田, 透 / 高山, 俊政

```
(出版者 / Publisher)
法政大学人間環境学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
人間環境論集 / 人間環境論集
(巻 / Volume)
7
(号 / Number)
1
(開始ページ / Start Page)
27
(終了ページ / End Page)
30
(発行年 / Year)
2007-02-28
(URL)
https://doi.org/10.15002/00004503
```

長時間労働者の健康障害防止と地域産業保健センター

角田透高山俊政神山健司

1. はじめに

地域産業保健センター(地域産保センター)は平成5年(1993年)より地域ごとに順次設置されてきた50人未満の規模の事業場の労働者を対象とする産業保健サービス事業であるい。実際のサービスの提供は地域産保センターの産業保健専門職が担当するが、労働安全衛生法第19条の3(図1参照)にあるように事業そのものは国からの援助によるものである。既に10年以上の歴史を積み重ねてきた制度であるが、その果たす役割について利用対象の労働者や事業者の間に充分周知されていない感がある。その理由については既に多くの検討がなされているが2~60、地域産業保健センターの活性化については現時点においても相変わらずの課題となっている。

労働安全衛生法第19条の3

国は、第十三条の二の事業場の労働者の健康の 確保に資するため、労働者の健康管理等に関する 相談、情報の提供その他の必要な援助を行うよう に努めるものとする。

(平八法八九・追加)

図1 労働安全衛生法 第19条の3 (国の援助)

本年(平成18年)4月より、労働安全衛生法の改正に伴って、過重労働による健康障害防止を目的として延長の労働時間が一定基準を超える労働者に対する医師による面談が制度化された。過重労働による健康障害防止は脳・心疾患による不測の事故に対する予防と併せてメンタル不全の早期発見という意味合いを持つ制度であるが、わが国における労働者の健康管理事業の多くがそうであるように、大企業においては比較的進捗が早く、中小・零細企業においては

遅れ気味となることが予測される。

本論は、最近法制化された長時間労働者を対象とした医師面談の実施に際して、小規模事業場の事業者および労働者による地域産保センターの利用について検討・考察したものである。

2. 地域産業保健センターの業務について 地域産業保健センターの業務は労働者健康福祉 機構のHPに記載されている説明"のとおり(図 2参照)、労働者50人未満の事業場に働く労働者 を対象として、①健康相談窓口の開設、②事業 場への訪問による保健指導、および③産業保健 情報の提供を行う、となっている。

また、平成13年4月はじめに出された通達® の記載では業務についてさらに具体的に例示し

地域産業保健センターは、労働者数50人未満の 小規模事業場の事業者とそこで働く労働者に対 し、産業保健サービスを提供することを目的に、 厚生労働省から郡市区医師会への委託事業とし て、全国347カ所に設置されています。地域産業 保健センターでは、主に次の業務を行っています。

- 1. 相談窓口の開設 健康診断結果に基づいた健康管理、作業関連疾患の予防方法、メンタルへルスに関することなど、医師等が健康相談に応じています。
- 2. 個別訪問による産業保健指導の実施 医師等 が対象事業場を個別に訪問し、健康診断結果に 基づいた健康管理等に関して指導助言を行って います。
- 3. 産業保健情報の提供 産業医、労働衛生コン サルタント等の名簿を作成し、情報提供してい ます。

図2 地域産業保健センターの業務

て示しており、健康相談窓口を開設して、「健康 診断結果に基づいた健康管理、成人病の予防方 法、病後における作業との関わり合い、日常生 活における健康増進の方法等が考えられる。」と されている。

地域産保センターの業務に関連しての法制度上の根拠として前述の労働安全衛生法第19条の3(図1参照)と同法第13条の2(図3参照)がある。第19条の3は国の援助であることを、また第13条の2は地域産保センターの利用が小規模事業場の事業主の努力義務であることを定めている。

労働安全衛生法第13条の2

事業者は、前条第一項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な 医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省 令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一 部を行わせるように努めなければならない。

(平八法八九・追加、平一一法一六〇・一部改正)

図3 労働安全衛生法第13条の2

第13条の2を要約すれば、労働者50人未満の 規模の事業場の事業者は労働者の健康管理等を 行うに際して、それに必要な医学に関する知識 を有する医師その他厚生労働省令で定める者に 労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる ように努めなければならない、となる。

この「労働省令で定める者」については労働 安全衛生規則第15条の2(図4参照)に定められており、「法第十三条の二の厚生労働省令で定める者は、国が法第十九条の三に規定する援助として都道府県の区域の一部の地域内の医師を会員として民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法律等八十九号。第三十四条の規定により設立された法律等八十九号。第三十四条の規定により設立された法律等八十九号。の実施についての相談、情報の提供その他保保の必要な援助の事業(次項において「地域産業保健の事業(次項において「地域産業保健の事業」という。)の実施に当たり、備えている労働者の健康管理等に必要な知識を有さる者の名簿に記載されている保健師とする。」となっている。すなわち、地域産保センターに登録されている保健師である。

従って、50人未満の事業場の労働者の健康管

労働安全衛生規則 第15条の2

法第十三条の二の厚生労働省令で定める者は、 国が法第十九条の三に規定する援助として都道府 県の区域の一部の地域内の医師を会員として民法 (明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規 定により設立された法人である医師会に委託して 行う労働者の健康管理等に係る業務についての相 談、情報の提供その他の必要な援助の事業(次項 において「地域産業保健センター事業」という。) の実施に当たり、備えている労働者の健康管理等 に必要な知識を有する者の名簿に記載されている 保健師とする。

2 事業者は、法第十三条第一項の事業場以外の 事業場について、法第十三条の二に規定する者 に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせ るに当たっては、労働者の健康管理等を行う同 条に規定する医師の選任、地域産業保健センタ ー事業の利用等に努めるものとする。

(平八労令三五・追加、平一二労令四一・平 一四厚労令一四・一部改正)

図4 労働安全衛生規則 第15条の2

(産業医を選任すべき事業場以外の事業場の労働者の健康管理等)

理等の全部又は一部について、事業者は産業医学に通じている医師および地域産保センター登録の保健師に行なわせるよう努める、と解釈される。地域産保センターの利用が原則無料であることを考え合わせると、このことは労働者数50人未満の小規模事業場の事業主は地域産保センターを利用して健康診断後の保健指導や事後措置を行なうように努めなければならない、と理解してよい。

3. 改正労働安全衛生法(平成18年4月施行) の医師面談等について

平成18年4月より施行された改正労働安全衛生法の第66条の8に、事業者は、1週間当たり40時間を超えた労働時間が月当たり100時間を超えていて、疲労の蓄積が認められ、かつ労働者本人の申し出があった場合、医師の面談を受けさせなければならない、と義務付けられている。

労働者50人以上の事業場における医師面談は その事業場の産業医によることが望ましいとさ れるが、50人未満の規模の事業場で産業医の選 任がなされていないとすれば、安衛則第15条の2の第2項にあるように地域産保センターの利用が努力義務となっていることから、地域産保センターの健康相談窓口に当該の労働者を面接に行かせることが順当であろう。

労働安全衛生法では100時間に準ずる場合や企業が独自に基準を設定して長時間労働者の健康障害防止を行なうことにふれており、それらについては医師面談に準ずる方法によることが差しつかえないとされている。その場合、地域産保センターの健康相談窓口が小規模事業場の事業者や労働者にとって最も利用しやすいものと考えられる。

4. メンタルヘルスに関して

平成12年(2000年)3月のことであるが、某 大手広告会社に勤務していた青年(抑うつ症状 により自殺)の労災未認定事例の損害賠償訴訟 が結審した。この裁判は賠償額が高額であった ためマスコミなどで広く取り上げられた。それ と同時期に過重労働により精神障害を来たれ と同時期に過重労働により精神障害を来れら で行政側において精神障害による労災認定の判 断指針が提示された。判断指針を巡っては判断の 関からの問題提起もあるようで、今後は判断の 基準に変更のある可能がないとは言い切れない が、差し当たり、産業保健サービスを提供する 側としてはまずは現状に合わせての対応に努め なければならない。

長時間労働者の健康障害防止は過重な労働負荷による循環器疾患の発症予防とメンタルヘルスの不調の早期発見にあり、最近の労災申請および認定については平成13年度から平成17年度にかけて単調に増加していることが報告されており、産業保健サービスに従事するものにとって特に留意しなければならないこととなっている。

メンタルヘルス不調はコンピュータ関連産業 などに高頻度であることが言われているが、ど のような産業であってもそこに属する企業体に はさまざまな企業規模がある。一般に小規模事 業場の健康管理は大規模事業場に較べて立ち遅 れ気味であることを考え合わせると、小規模事 業場におけるメンタルヘルス対策としての過重 労働対策は急ぎの課題であるとも考えられる。

5. まとめ

平成18年4月からの改正労働安全衛生法の施行が地域産業保健センターの活性化につながる可能性があるものと考えられる。事業体の活性化はその事業体の事業に携わる者の意識によるが、環境が整うことも重要な条件である。地域産業保健センターの財政的基盤は国によことは、利用者の増加は経費の増加を招くことになるので、財源についての検討が必要である者のの労働安全衛生法の改正は長時間労働安全衛生法の改正は長時間労働安全衛生法の改正は長時間労働安全衛生法の改正は長時間労働なるの労働安全衛生法の改正は長時間労働なるの労働安全衛生法の改正は大きであると思われる。

参考資料

- 1) 平成5年4月1日基発第225号「地域産業保健 センター事業について」
- 2) 吉川洋男他:山形県内各地域における小規模事業の産業保健の現状と、特に地域特性に応じた地域産業保健センター事業活性化を支援するための調査研究、山形産業保健推進センター平成9年度産業保健調査研究、山形産業保健推進センター、平成10年3月
- 3) 栃木産業保健推進センター:大田原地域産業保 健センター活動活性化の経済的効果、栃木産業 保健推進センター平成14年度産業保健調査研究、 産業保健調査研究、平成14年3月
- 4) 吉田之好他:千葉県下地域産業保健センター活 動の活性化に関する調査研究(平成11年度)、千 葉産業保健推進センター平成11年度産業保健調 査研究、産業保健調査研究、平成12年3月
- 5) 京都産業保健推進センター:地域産業保健センター活動の活性化に関する調査研究、京都産業保健推進センター平成12年度産業保健調査研究、京都産業保健推進センター、平成13年3月
- 6) 松下敏夫他:産業保健推進センター及び地域産業保健センターの小規模事業場の産業保健活動活性化への支援策に関する調査研究、鹿児島産業保健推進センター平成16年度産業保健調査研究、鹿児島産業保健推進センター、平成17年3月

30

- 7) 労働者健康福祉機構HP中の「地域産業保健センターのご紹介」http://www.rofuku.go.jp/sanpo/chiiki/chiiki00.html
- 8) 平成13年4月2日基発第7号「地域産業保健センター事業の運営について」